

第2次いなべ市行政改革大綱

—いなべブランドの確立に向けて—



平成27年3月

いなべ市

まえがき

第1次行政改革大綱の期間中は、合併特例債という非常に有利な地方債の活用や国の景気浮揚対策事業の活用などにより、市の基金を大幅に増やすなど、順調な財政運営を行うことができました。

第2次行政改革大綱では、いなべ市の地域性に応じた品質の高い行政サービスを提供しつづけるための「いなべブランド」の確立や現在計画中的新庁舎建設による窓口サービスの向上、公共施設の再配置など効率的な行政運営の推進を行ってまいります。

また、合併特例債という非常に有利な地方債の終了や合併特例措置である地方交付税の算定替えが平成30年度で終了するなど財政面では大幅な歳入の減少が予測されています。

このような状況を改善するために、合併特例措置の終了後も安定した行財政運営が可能な基盤づくりを行ってまいります。

今回の大綱の策定にあたっては、公募の委員を含む7名の委員で構成する「いなべ市行政改革推進委員会」で平成25年8月から7回に及び審議を経て、平成26年11月17日に答申をいただいたところです。

集中改革プランをこの大綱により充実させ、市民のみなさまをはじめ関係団体のみなさまのご理解とご協力を賜りながら、着実な行政改革の推進に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、「いなべ市行政改革大綱」の策定にあたり、熱心に審議をいただき、答申を賜りました「いなべ市行政改革推進委員会」の委員の皆さまに対し、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

いなべ市長 日 沖 靖

目 次

いなべ市行政改革大綱	ページ
第1. 行政改革の背景と必要性	4
第2. 行政改革大綱が目指すもの	6
第3. 行政改革大綱で目標とする財政的指標について	7
第4. 実施期間	7
第5. 集中改革プランの策定	7
第6. 進行管理の手法	7
第7. 行政改革大綱の策定及び推進に係る体制	8
第8. いなべ市行政体系	9
第9. これまでの行政改革の経過	10
第10. 現状課題と重点的に取り組むべき事項	13
1. パートナーシップのまちづくり	13
(1) 多様な市民参加の推進	14
(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実	15
(3) シティー・プロモーションの推進	15
2. 簡素で効率的な行政システムの構築	16
(1) 総合的・計画的な行政の推進	17
(2) 組織体制の充実	18
(3) 電子市役所の推進	19
3. 効果的で効率的な財政運営の実現	20
(1) 財源の確保	20
(2) 財源の効果的な活用	21
(3) 財政運営の適正化	22

第1 行政改革の背景と必要性

(1) 多様な市民参画による行政サービスの提供

災害から命を守る安心・安全の確保には、ご近所の協力が欠かせません。災害が発生した時、助け合いの礎となる災害時要援護者避難支援制度は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など支援を必要とする人を、ご近所の方をはじめ地域の皆さんで支援する仕組みです。自治会はもとより、民生委員や消防団などとも情報を共有し、安否確認や避難支援を迅速に進めます。いなべ市では既に37の自治会で取組が進められています。引き続き自治会の支援を得ながら、高齢者見守りネットワーク事業との連携も図り、支援の輪を広げていかなければなりません。

市民自らが行政サービスの担い手となるよう、多様な市民参画による行政サービスの提供が必要です。

(2) いなべブランドの確立

いなべ市は平成15年に4町が合併し、教育と福祉の充実を最優先に掲げ、積極的に事業に取り組んできました。

こんにちは赤ちゃん訪問、子育て支援、チャイルド・サポート、特別支援教育、元気づくり、電子自治体、情報誌リンク、税の徴収率、下水道の整備率等など、改善を繰り返した結果、いなべブランドと呼べる品質の高い事業が創られてきました。

これからは、人口減少に伴う地域の担い手不足、空き家・耕作放棄地の増加など、新たな行政課題に取り組むことが求められてきます。

このような行政課題に対しても、いなべ市の地域性に応じた品質の高い行政サービスを提供し、新たな「いなべブランド」を確立し、いつまでも住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思えるような魅力に溢れた地域にしていかなければなりません。

(3) 新庁舎建設による効率的な行政運営の推進

いなべ市の4つの庁舎を統合する新しい庁舎の建設が始まります。各庁舎は建設以来30~40年が経過し老朽化が進んでいます。庁舎として使用し続けるためには、近い将来、大規模な改修か、建て替えを行う必要性に迫られています。しかし、現在の4庁舎を建て替えようとしても国からの補助はありません。財政的に有利な合併特例債を活用するには庁舎統合が不可欠です。

新庁舎は、地域の歴史や文化を活かしながら、いなべに誇りと愛着を持ち、安心して暮らせるまちづくりの重要な拠点施設です。単なるオフィス機能としての庁舎ではなく、観光や防災など将来的なまちづくりの観点から考えなければなりません。

また、新庁舎の建設と併せて、旧庁舎や文化・体育施設などの公共施設の活用、適正配置についても検討を行わなければなりません。

(4) 合併特例措置の終了に対する対応

第1次行政改革大綱の期間中は、合併特例債という非常に有利な地方債の活用や国の景気浮揚対策事業の活用などにより、市の基金を大幅に増やすなど、順調な財政運営を行うことができました。

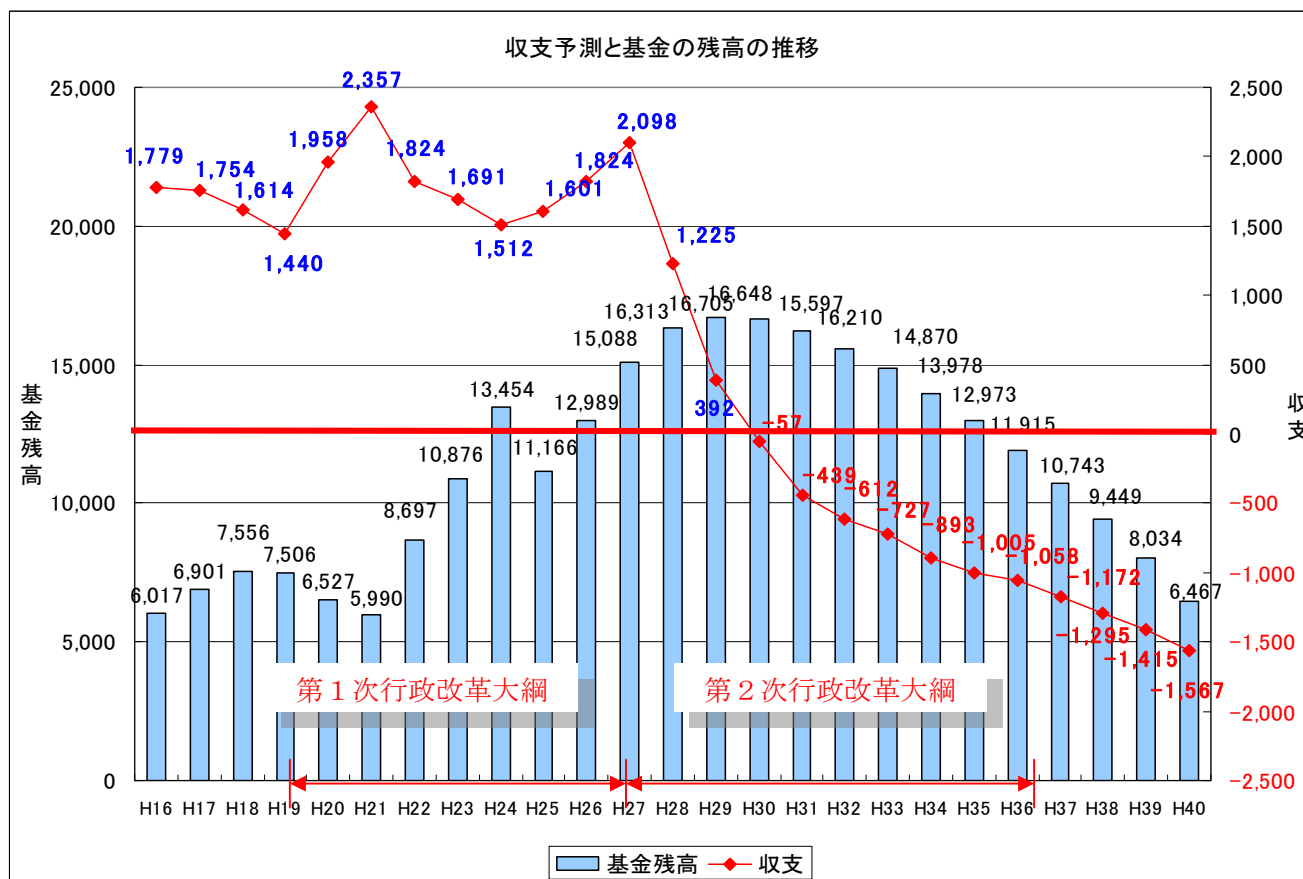
しかし、国の借金が1,000兆円を突破したことなどを考えると、今後、国庫補助制度や地方交付税制度が見直されることも想定されます。

これまで積み立ててきた基金にも限りがあり、早急に行政改革による削減策を講じなければ、収支の赤字幅は増加し続け、平成42年度には、第1次行政改革大綱策定時に目標とした基金残高40億円を割り込んでしまう試算結果となっています。

このような状況を改善するために、合併特例措置の終了後も安定した行財政運営が可能な基盤づくりを行わなければなりません。

収支予測と基金の残高の推移

(単位：百万円)



第2 行政改革大綱が目指すもの

行政サービスの品質向上・満足度向上・イメージ向上を目指す取り組みである「いなべブランド」を確立し、住みたいまち・住みたいまちいなべを目指して改革を推進していきます。

いなべブランドの推進

～モノやサービスの品質を高め維持する行政改革の推進～

いなべブランドとは、品質が高く内外から高い評価が得られる事業を創造し、発信することで、市民の満足度向上、市内外のいなべ市に対するイメージの向上を図り、いなべ市が「住みたいまち・住みたいまち（信頼と絆）」、「挑戦する人が集う元気あふれるまち（元気・活力）」となるようにモノやサービスの品質向上に向けて創意工夫（挑戦）し続ける活動とその理念に照らし合わせて市が認定したサービス、モノ、産品、景観などをいいます。

【いなべブランドのイメージ図】

いなべブランドの目的

■長期ビジョン

住みたいまち・住みたいまち いなべ
挑戦する人が集う 元気あふれるまち いなべ

■短期ビジョン

市民の満足度向上
市内外のいなべ市に対するイメージの向上
(人、企業、団体、自治体)

いなべブランド確立

創造

- 他と比べて高水準、またはオンリーワンで価値の高いモノやサービスの創造
- そのための学習（モノやサービスの水準を知る）、ベンチマーキング

高品質

認定

- オンリーワンや選ばれる地域を目指し、常に品質向上に向け創意工夫をしているモノやサービスを認定

地域の
誇り

いなべの魅力を創り・育てる

発信

- 効果的なPR（いなべブランド冊子、HP、広報機会の充実）

高評価

基本
姿勢

モノやサービスの品質向上に向けて
創意工夫（挑戦）し続ける

ベンチマーキング：組織が改善を行うときに、業界を超えて世界で最も優れた方法あるいはプロセスを実行している組織から、その実践方法（プラクティス）を学び、自組織に適した形で導入して大きな改善に結びつけるための一連の活動

第3 行政改革大綱で目標とする財政的指標について

平成36年度の歳入歳出の収支バランスが0（10億円の赤字解消）となるように、次のような改革に取り組んでいきます。

- ① 職員定数の適正化
- ② 関係団体に対する運営補助金の見直し
- ③ 市単独補助金・市単独扶助費の総点検
- ④ 使用料金収入見直しなど受益者負担の適正化
- ⑤ 新庁舎建設による公共施設の最適配置
- ⑥ 物件費（光熱水費・委託料など）の削減
- ⑦ 繰上償還の実施など公債費の適正化
- ⑧ 未利用財産の活用と処分

第4 実施期間

第2次行政改革大綱の実施期間は、平成27年度から平成36年度までの10か年とします。

第5 集中改革プランの策定

平成27年度から平成31年度までの5か年を第1期とし、「実施又は検討項目」や「実施目標年度」について具体的に定めた集中改革プランを策定します。

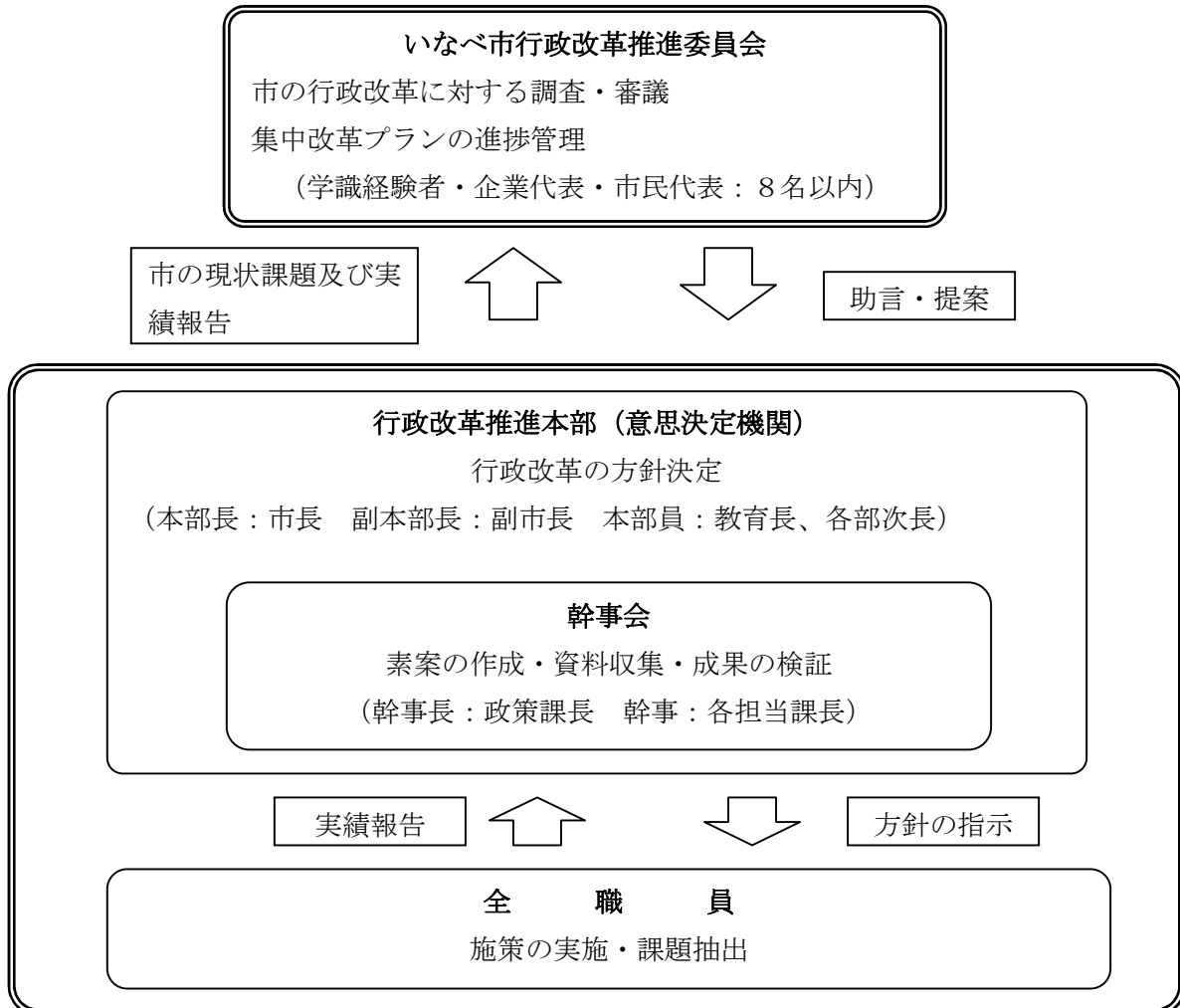
第6 進行管理の手法

集中改革プランの進捗状況を年に一度、市のホームページで市民に公表します。

計画に変更が必要な場合は、必要に応じて修正し、行政改革大綱の達成に向けた進行管理を行います。

第7 行政改革大綱の策定及び推進に係る体制

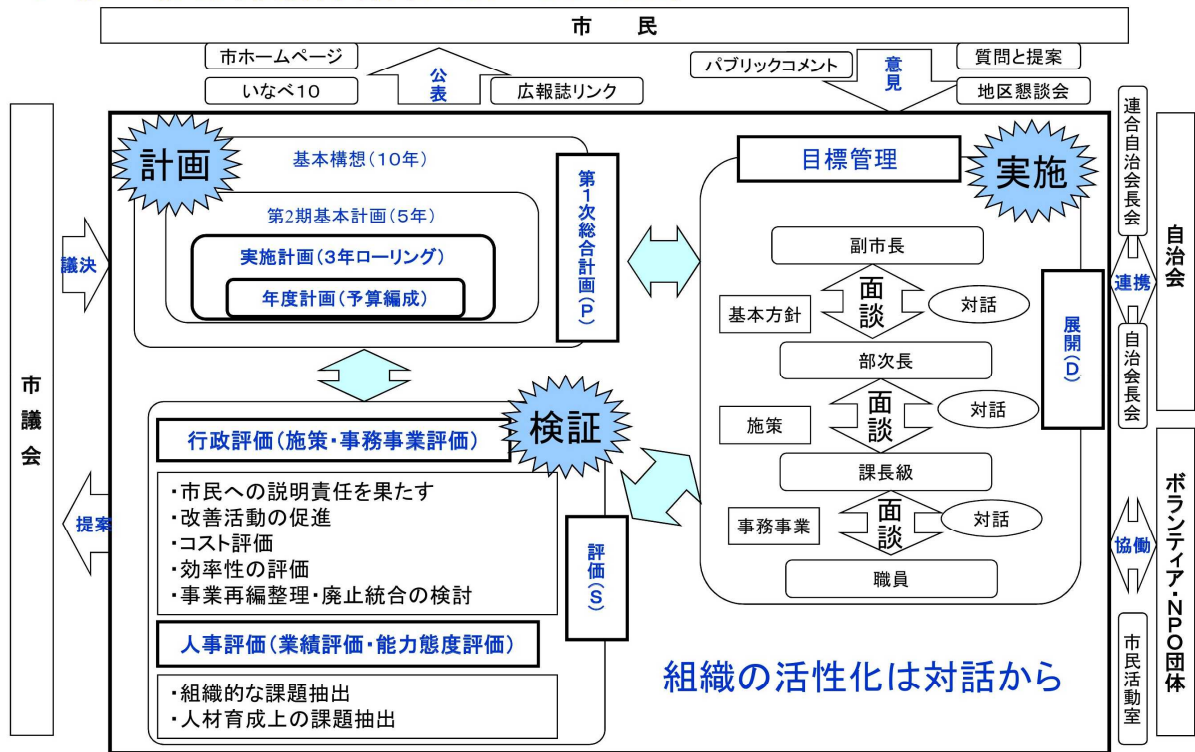
庁内の体制は、市長が本部長となり、各部次長を本部員として構成します。行政改革推進本部、各部担当課長で構成する幹事会からなり、全庁的に取り組みます。また、いなべ市行政改革推進委員会等からの助言、提案や評価を受け、大綱の策定及び推進を行います。



第8 いなべ市行政体系

継続的な改善を行うために、計画（Plan）－実施（Do）－検証（See）というマネジメントサイクルの構築を行います。

いなべ市の行政体系 (Plan-Do-See)



H26. 6. 13作成

第9 これまでの行政改革の総括

第1次行政改革大綱では、

1. パートナーシップのまちづくり
2. 簡素で効率的な行政システムの構築
3. 効果的で効率的な財政運営の実現

という3つの基本方針のもと、計25項目の改革に取り組みました。

平成19年度から平成25年度までの期間に、全体の76%に当たる19件について、改善の余地はあるものの一定の成果を得ることができました。

達成状況	項目件数	割合(%)
一定の成果を得られた項目 (当初の目的を達成)	3	12
現在、継続して取り組み中である項目 (当初の目的達成に向けて改善の余地がある項目)	16	64
実施はしたが、まだまだ検討の余地がある項目 (検討の結果、実施しないこととした項目も含む)	6	24

第1次で取り組んだ主な事項

- ・ NPO、ボランティア、自主サークルの活動の拠点として市民活動センターの設置
- ・ 着実な目標達成と効率的な行政運営のためのいなべ市行政体系（P-D-Sサイクル）の構築
- ・ 検索性とセキュリティ性を高めるためファイリングシステムの構築
- ・ 定員適正化計画に基づく人件費の削減
- ・ 補助金・負担金の総点検
- ・ バスを除く公用車の適正配置
- ・ OA機器の適正配置
- ・ デマンド監視装置による節電の取り組み

(1) 第1次行政改革大綱による主な財政効果

行政改革効果額とは、行政改革を実施しなかった場合のコスト（人、金）から行政改革を実施した場合のコストを引いた額を示しています。

行政改革効果額一覧表

(単位：千円)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累積計
1.定員管理及び給与の適正化	7,107	51,191	74,180	88,524	95,680	95,628	118,720	68,805	2,278,742
2.補助金の見直し	—	—	104,536	47,274	45,123	28,934	30,342	9,284	1,200,848
3.地方債の繰上償還	—	23,749	339,014	165,156	25,429	21,142	28,834	28,834	632,158
一般会計	—	3,707	9,933	16,482	—	—	—	—	30,122
下水道	—	—	—	—	25,429	21,142	28,834	—	75,405
上水道	—	20,042	329,081	148,674	—	—	—	—	497,797
4.電算委託の見直しによる削減効果	—	—	—	10,380	4,080	8,467	2,641	432	99,335
年度計	7,107	74,940	517,730	311,334	170,312	154,171	180,537	107,355	4,182,249

注1：累積額は、次のとおり計算しています。

(18年度の効果額×8年)+(19年度の効果額×7年)+(20年度の効果額×6年)+(21年度の効果額×5年)+(22年度の効果額×4年)+(23年度の効果額×3年)+(24年度の効果額×2年)+(25年度の効果額×1年)

注2：定員管理及び給与の適正化の各年度効果額は、各年度予算書の平均人件費から算定し、一般職員削減数：P12職員削減数を参照してください。

18年度：一般職員削減数×7,107千円

19年度：一般職員削減数×7,313千円

20年度：一般職員削減数×7,418千円

21年度：一般職員削減数×7,377千円

22年度：一般職員削減数×7,360千円

23年度：一般職員削減数×7,356千円

24年度：一般職員削減数×7,420千円

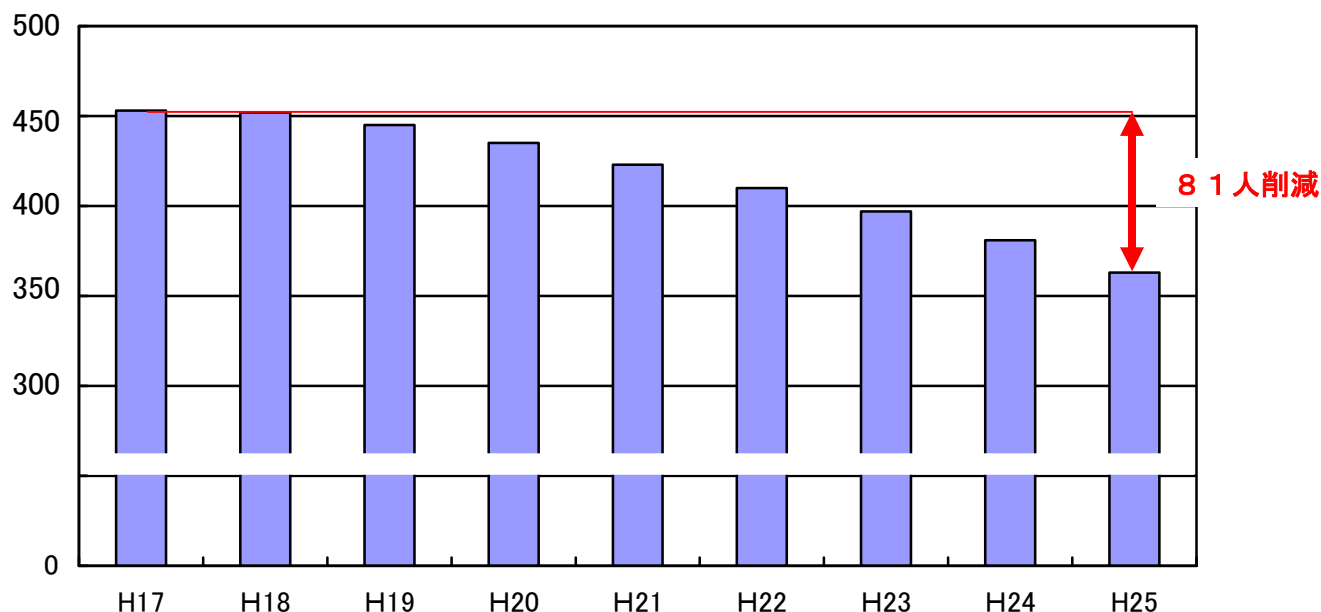
25年度：一般職員削減数×7,645千円

注3：地方債の繰上償還は、注1のように累積せずに、各年度の効果を計上しています。

職員数の推移

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
職員数	453	452	445	435	423	410	397	381	372
うち事務職員	332	331	330	328	325	328	323	316	300



職員削減数の内訳

区分 年度	退職者					採用者			削減人数 ①-②
	一般職員		教育公務員	退職者合計 ①	一般職員		採用合計 ②		
	うち技能 職員	うち保育 士			うち技能 職員				
平成18年度	4	0	0	0	4	3	0	3	1
平成19年度	10	4	0	1	11	4	0	4	7
平成20年度	13	4	3	1	14	4	1	4	10
平成21年度	18	9	5	1	19	7	0	7	12
平成22年度	19	6	2	0	19	6	0	6	13
平成23年度	20	0	6	0	20	7	0	7	13
平成24年度	27	3	9	0	27	11	0	11	16
平成25年度	22	0	6	0	22	13	0	13	9
合計	133	26	31	3	136	55	1	55	81

市役所内部の職員の削減数は **22人** です。

10. 現状課題と重点的に取り組むべき事項

1. パートナースhipのまちづくり

第1次行政改革大綱では、民間や市民が自発的に実施する公共サービスと行政が行う公共サービスの役割分担を見直し、行政と市民が協働して公共サービスを担っていくために市民活動センターの設置を行いました。設置以降、市民から支持され、役割を果たしていることから市民活動センター利用者数及び登録団体数は順調に増加しています。今後は団体数だけでなく、活用内容など団体の規模や育成にも視点を向け検証する必要があります。

自治会は、地域づくりの各種施策の担い手として、地域コミュニティの基盤として必要不可欠です。自治会には、市情報誌や催事案内等の配布、回覧や各種委員の推薦、ゴミ等の環境衛生に関することや防犯灯の設置など様々な地域振興事業を依頼しています。

広報については、平成18年5月から、市民に対し確実に情報を提供するため、携帯電話やパソコン向けに市の行事案内、訃報情報や生活安全情報などを提供するサービス「まいめる」を開始し、行政情報の積極的な提供と広報活動の推進に取り組みました。

平成20年5月からいなべ市情報誌「Link（リンク）」を市のホームページにデジタルブックでの掲載を開始しました。また、平成24年度にはカラー頁を4頁から6頁に増やしより見やすい紙面となりました。

ホームページについては、梅まつりなどのイベント情報を映像にして視覚的なアピールを行いました。また、梅、フクジュソウ、ボタンなどの見頃情報をイラスト化し見頃案内を行っています。

地域情報番組「いなべ10」については、市内のニュースの他、特集として、地域デビューINABE、INABE FOODS、いなべを食すなど、積極的な情報提供を行っています。

平成23年度からは、月3回の番組更新を週1回に変更し情報提供の充実を図りました。

また、同放送のデジタル化に伴い、それまでの文字放送に変えてケーブルテレビコミュニティチャンネルCTY12chのデータ放送を活用して、訃報情報、イベント情報や休日診療などの医療情報の提供を開始しました。

さらに、三重テレビ放送の第2チャンネルを利用して「いなべブランド」の情報発信を行いました。

今後は、誰もが誇りと愛着を持ち地域自慢ができる「いなべ市」を目指し、いなべの魅力を発信していく必要があります。市のイメージは、人が住み、働き、訪れるうえで、さらに、企業が立地するうえで重要な要素でもあります。

広聴については、「市民が主役」の市政を実現するため、計画等の策定に当たって、市民等から広く意見を募集しました。意見の応募期間を原則30日以上に延長し、総合窓口課やホームページ上で計画案を公表し周知に努めました。提出された意見については、それに対する市としての考え方と併せて市のホームページなどで要旨を公表するとともに、その意見を考慮しながら、審議会等での検討資料として積極的に活用しました。また、案件の一覧表を作成しホームページに掲載しました。

意見提出の状況は、22案件のうち2案件で意見数は7件でした。全体の90%にあたる

20 案件には意見がありませんでした。

周知については、市ホームページと窓口で実施していますが、意見公募をしていることが知られ難く、広報誌への掲載や報道機関への発表など媒体を活用した幅広い広報を検討する必要があります。また、公表案に概要書やポンチ絵などを添付し、内容をわかりやすい形で解説する資料等を活用することも、幅広く意見を聴収するうえで有効な手法であると考えられます。

以上のことを踏まえ、市の広報戦略としては、単なる「お知らせ」ではなく、「市民の誇りや絆の醸成」、「いなべの魅力（ブランド力）の発信」、「市民とのコミュニケーション手段」として、「市民が主役のまちづくり」を一層推し進めていくことが重要です。

また、情報通信技術の発達に伴う新たな広報手段として、フェイスブック、ツイッター、LINE（ライン）など多様な広報手段の活用も検討していく必要があります。

取り組むべき事項

（１）多様な市民参加の推進

（ア）自治会の組織強化支援

パートナーシップのまちづくりを目指すには、自治会を基盤とした多様な市民参加が欠かせません。自治会加入率が低下することは、組織の弱体化につながります。高齢化社会が進む中、火事や自然災害などいざと言う時に最も頼りになるのは、遠い親戚よりもご近所のつながりです。普段の付き合いの大切さをPRする「自治会加入促進広報」を作成し、自治会組織強化の支援を図ります。

また、自治会設立時の準備などをサポートする自治会推進コーディネーターの育成についても検討を行います。

（イ）市民活動の充実

市民活動センターの運営を市が主体となって行っていますが、行政は、公平性や前例に捉われがちで、フットワークの軽さや前例のない創造的な事業の展開が不得意です。そのような行政の不得意分野を補完し、「自主性」、「個別性」、「迅速性」といった民間の特性を活かした柔軟なサービス提供を担っていくために、市民活動センターを運営するNPO法人設立の支援を行います。

法人化された中間団体に市民活動事業を委託することで、『みんなのためになる仕事を、責任をもって自分たちでやろう！』という、市民の自主的な動きを活性化し、様々の公共分野における多様な市民参加を推進します。

（ウ）民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進

現在進めている阿下喜商店街活性化事業のような古い歴史的な街並みの再生といった核になる事業の強みを見極めながら、中長期的なビジョンに基づいた統一性のある商店街などの活性化事業を市民の参画を得ながら推進します。

推進に当たっては、故郷に誇りと愛着を持つ市民自らが住み続けたいまちをつくるために全国的に活躍している民間コーディネーターの活用を支援します。

(2) パートナーシップを進める広聴・広報活動の充実

(ア) コミュニティFMを活用した広報活動の充実

地域相互の情報を共有し、地域に密着したオリジナリティあふれる番組を放送することで、地域の活性化と市民生活の向上を図り、いなべ市という魅力的な地域の更なる発展を目指します。

また、東日本大震災で被災地にあるコミュニティFM局や臨時災害FM局が活躍して被災者等への確かな情報を提供できたことを受けて、本市においても不測の災害対策としてFM電波を利用した緊急情報システムを構築します。

(イ) いなべ市政策意見公募（パブリックコメント）制度の積極的な活用

行政運営の透明性の向上と市民の市政への参加機会の拡充を図るため、パブリックコメント制度を活用し、計画の段階から可能な限り市民の参加を求めます。

周知方法については、市ホームページや窓口閲覧のほか、広報誌への掲載や報道機関への資料提供など幅広い広報に努めるとともに、概要書やポンチ絵などを添付するなど、公表案をわかりやすい形で解説する資料等の活用も進めます。

(3) シティー・プロモーションの推進

地域の魅力を喚起する「シティー・プロモーション」を通して、いなべの知名度やイメージを向上させるとともに、郷土への愛着や誇りの醸成を図ります。

(ア) 広報戦略基本方針に基づく広報体制の確立

「広報戦略基本方針」を策定し、職員が情報発信を常に意識できるような体制をつくります。既存の媒体だけでなく、各メディアを効果的に利用した情報発信力の強化にも取り組みます。

(イ) いなべブランドを通じた戦略的な市の売り込み

高品質の行政サービスである「いなべブランド事業」や、産品、自然などの魅力ある地域資源を「いなべブランド」として、企業、関連団体、担い手などさまざまな主体との連携により「いなべブランド」の効果的なPRに取り組みます。

また、三重テラスへの継続的な出店、モンベルのホームページや有名アウトドア雑誌への掲載などあらゆるチャンネルを活用し、「いなべ」の三文字が広く認知されるように、「いなべブランド」の取り組みを進めていきます。

2. 簡素で効率的な行政システムの構築

第1次行政改革大綱では、総合計画に基づいた計画的な行政運営を行うために、いなべ市行政改革体系（Plan-Do-See サイクル）の構築を目指してきました。

平成26年度から始まる第2次いなべ市総合計画の策定では、施策の達成度を評価できる指標の設定や評価を念頭においた施策の体系化など第1次総合計画での課題を改善し、P-D-Sサイクルの流れをよりよくする工夫が必要です。

予算編成の細事と評価の単位である事務事業を完全に一致させたことにより、総合計画の実施計画をもとにした予算編成（Plan）、目標管理による着実な事務事業の実施（Do）、行政評価（事務事業評価・施策評価）と人事評価による検証（See）といういなべ市の行政経営体系の基礎を構築することができました。

今後は、一層効率的な行政運営を行うため、それぞれの仕組みのつながりを密にし、評価した結果を確実に改善につなげることが重要な課題となってきます。

地方交付税に対する合併特例措置が平成30年度に期限を迎えることにより、歳入が大幅に減少することが予測されています。限られた財源を有効に活用するためには、行政評価を活用した事務事業の改廃と資源の最適配分が不可欠です。

また、行政評価は、風通しの良い組織風土づくりのための対話を行うツールでもあり、評価の過程で組織のコンセンサスを得ることが大切です。しかし、評価すること自体が目的になって、十分な対話もなく評価が進められる場合もあります。

今後は、評価を通じて部内での対話を活発化し、風通しの良い組織風土づくりを行う必要があります。

行政手続きについては、透明性の高い行政運営により公平・公正な市民サービスを提供するため、行政手続きに係る審査基準、標準処理期間及び不利益処分の基準を明確にし、その内容について毎年度チェックを行い、市役所窓口において閲覧に供しました。

また、個人情報取扱事務についても同様に閲覧に供しました。

公文書公開請求や個人情報の開示請求については、条例の規定に則して適正に対応することにより、市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進に努めました。

公文書の管理については、違法・不当な行政事務を排除し、適正な情報公開に対応するための基礎となることから、検索性とセキュリティ性に優れた「ファイリングシステム」を順次導入し、平成19年度に4庁舎の全課・室への導入を完了しました。さらに、職員研修や各部署に出向いての現地指導により、文書管理に対する意識とファイリングシステムの技術の向上を図りました。

定員管理については、希望退職者が予想以上に増えたこと並びに保育園の統合及び民間委託が計画どおり進行したことにより計画以上の職員数を削減することができました。

正規職員数の削減が進む一方、新たな行政需要の増加に伴う事務を非常勤職員の活用で対応しているため、非常勤職員が増加する傾向にあります。職員の能力開発及び業務の効率化を進め、非常勤職員を含めた職員の適正な任用管理を行うことが重要となっています。

また、人事評価制度の導入は、業務の目標管理の定着化と組織内での共有化を進展させ、職員のチャレンジ精神を喚起させるためのツールとして大きな役割を果たしています。

評価の運用では、難易度設定のブレや評価誤差を是正する仕組みを設けて精度の向上に努めていますが、なお評価の客観性及び信頼性（公平性）に課題が残ります。

評価者訓練と制度の定着のための改善を行い、客観性及び信頼性の高い人事評価制度を確立します。

いなべ市人材育成基本方針及び研修計画に基づき計画的な研修を実施し、職員の資質向上及び専門知識の習得に取り組むことができましたが、地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権、自己責任が大幅に拡大していることから、市政を担う職員一人ひとりの能力の向上が求められています。

行政課題に積極的に対応できる能力を備えた職員を育成するために計画的な人材育成に取り組む必要があります。

電子申請の利用数は、絶対数は少ないものの開始当初からは年々増加しており、徐々にではありますが市民の間にも浸透しつつあると思われます。市ホームページからの応募については、職員採用試験説明会や標語募集などでは全応募者数に対する利用率が非常に高く、市民の利便性向上に寄与していると思われます。

また、図書館の蔵書検索・予約システムは年々利用度が増加しており、平成24年度には文化施設・体育施設の予約システムが導入されました。市民向けの地理情報システム「いなべる」においても提供する情報の種類を増やすなどして、利便性を高めています。

今後は、時間や場所の制限のない行政サービスの更なる拡充という観点から、コンビニエンスストアでの電子申請項目の拡大を検討していく必要があります。

取り組むべき事項

(1) 総合的・計画的な行政の推進

(ア) 総合計画に基づいた計画的な行政運営の推進

平成23年の地方自治法の改正により、基本構想について議会の議決を経て定めることの義務はなくなりましたが、総合的かつ長期的な計画に基づく行政運営が必要であるため、平成26年3月議会で新たにいなべ市総合計画条例を制定しました。

第1次いなべ市総合計画いきいきプランの策定から10年が経過することから、平成28年度を初年度とする新たな第2次いなべ市総合計画（平成28年度～平成37年度）の策定を平成26年度から2か年をかけて行います。

総合計画は、まちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くもので、市民のみなさんとともにまちづくりの推進を行うための計画として策定していきます。

(イ) 行政評価を通じた対話の促進と活発な事務改善の推進

厳しい財政状況の中、限られた経営資源（人・物・金）を効果的・効率的に配分するため、事務事業評価と施策評価の定着化を図ります。

総合計画策定時に達成すべき目標を定め、事業の有効性、効率性などについて評価を行い、その検証結果を市民に公表し、その結果を今後の事業に反映させることで総合計画の着実な推進を行います。

また、評価表作成段階での組織内の対話を促進し、活発な改善活動を行います。

(ウ) 目標管理による計画的・効率的な業務の推進

目標管理制度を活用して計画的・効率的な業務を推進します。総合計画、集中改革プラン、重要施策など組織の基本課題を共有化・目標化し、組織目標に沿って設定した個人目標の取組から組織目標の実現を図ります。また、目標の設定内容、達成の結果について検証を行い、更なる目標の達成に向けたP-D-Sサイクルを展開します。

(2) 組織体制の充実

(ア) 法令遵守による行政執行の徹底

適正な事務執行が求められる行政においては、法令遵守は大前提です。研修等により職員に法令遵守を意識づけて不正・不当な行政事務を排除するとともに、組織運営の適正化により行政危機の回避に努め、公正な市民サービスの提供により市民の信頼を確保します。

万が一、事故が発生した場合には、事実確認と原因究明、適正な事後の対応と公表を速やかに行い、一刻も早い信頼の回復に努めます。

(イ) 定員管理の適正化

民間委託・民営化の推進、事務事業の統廃合、市民協働の推進、非常勤職員・派遣職員の有効活用、早期退職者の募集、再任用職員の活用、職員の業務遂行能力の向上により職員数の抑制を図るとともに、新しい行政需要に対応した適切な職員配置を行い非常勤職員を含めた職員数の適正な管理に努めます。

新規職員の採用では、優秀な人材を確保し、長期的な世代間の平準化を見据えた計画的採用を行います。

定員適正化の推進に当たっては、数値目標を明らかにした定員適正化計画を策定していきます。

(ウ) 職員力・組織力の向上

職員それぞれの能力開発、意識改革を図る研修の充実、職場内の人材育成の推進により「職員力」の向上を図ります。また、「組織力」の向上を図るため、組織内の役割と責任の明確化、コミュニケーションの活発化、目標管理制度を活用した組織マネジメントの強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限発揮できる職場環境づくりに努めます。

(エ) 新庁舎建設による窓口サービスの充実

新庁舎の建設により、今まで4庁舎に分かれていた市の行政組織を一施設に集中し、市民は様々な用務を1箇所ですませることができるようになります。市民の利便性を考慮し、新庁舎にもワンストップで住民サービスが提供できる総合窓口課を継続して設置します。

また、新庁舎が設置される地区以外に、住民の相談窓口として支所を設けます。

職員は、各種研修会に積極的に参加し、自己能力を高め、市民目線に立った行政サービスが提供できる能力を育み、サービスの向上に努めます。

世間の接遇に対するレベルが高くなっています。民間企業の優れた接遇を取り入れていけるようにハード面の整備と併せて接遇の向上といったソフト面でのサービス向上も行っていきます。

(オ) 危機管理体制の充実

地震や台風などの自然災害のみならず、爆発や列車脱線などの大規模事故あるいは感染症による重篤な健康被害など市民生活に影響を及ぼす緊急事態の発生が想定されます。

このようなことから、「いなべ市地域防災計画」や「新型インフルエンザ行動計画」などを基本として、マニュアルの整備を計画的に進めることで危機管理体制の充実を図ります。

(3) 電子市役所の推進

(ア) マイナンバー制度を活用した利便性の向上と経費の削減

平成28年度から本格的な運用が始まる社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、各分野における行政事務の効率化と、より公正かつ公平な市民サービスの提供を実現します。

制度の導入にあたっては、市民側のメリットという視点での検討も行っていきます。

(イ) 情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減

各情報システムの更新に際して、システム構成や委託業務とともに事務処理手順についても再考し、事務の効率化と経費の削減に努めます。

3. 効果的で効率的な財政運営の実現

第1次行政改革大綱では、国民健康保険料や水道使用料の見直しと受益者負担の原則に基づいた市内施設の使用料の統一化を行いました。その結果料金収入は増額となり、維持管理費の一助となっています。

しかし、公共施設の中には民間の類似施設と比較して安い料金設定になっているものもあり、市場調査などにより、公正な受益者負担の原則に則って、今後は利用する全ての市民の負担の適正化を図っていく必要があると考えています。そのためには、受益者負担に関する条例規則等の整備はもとより、市民のみなさんの理解を得るための説明と周知が必要です。

合併前の4つの町で整備された公共施設は、同時期に整備されたものが多く、老朽化対策が大きな課題となっています。厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により利用需要が変化していくことが予想されるため、公共施設等の全体の状況を早急に把握し、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。

同時に、利用需要に即した料金体系の負担と軽減について検討し、公共施設等の最適な配置を実現する必要があります。

また、合併以前からある古い施設については、関係書類が無いものも多く資産台帳の整備が困難な状況にありますが、資産の改修時期や改修費用を把握できるような台帳へと精度を高める必要があります。

公有財産の有効活用を図るため、今後も可処分資産の積極的な売却のための資産の洗い出しに継続的に取り組んでいく必要があります。

補助金の見直しについては、合併以前の旧町で実施していた補助事業などが削減できた一方で、新たな福祉サービスを実施するための事業費補助金や保育所の民営化による保育所運営費補助金など新たな行政サービスを実施するための補助金を創設しており、それらの補助金の効果に対する検証等を行う仕組みづくりが求められています。

今後は、市民の皆さんと問題意識を共有するために財政計画を改定し公表する必要があります。

取り組むべき事項

(1) 財源の確保

(ア) 受益者負担の適正化（行政サービスの利用者の負担に関する基準づくり）

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、次のような基準で見直しを行います。

- ① 受益者が不特定多数の市民で市民生活に必需的サービス
→公費負担中心（例：道路、消防など）
- ② 受益者が特定の市民で市民生活に必需的なサービス
→公費負担と受益者負担の組み合わせ（例：上水道、下水道、一般家庭ごみなど）
- ③ 受益者が不特定多数の市民であり、市民の側で選択可能なサービス
→受益者負担と公費負担の組み合わせ（例：保育所、公営住宅など）

④ 受益者が特定の市民であり、市民の側で選択可能なサービス

→受益者負担中心 (例：社会体育施設利用、コミュニティセンター利用など)

また、民間企業や近隣自治体の状況や行政コストの把握から明らかになった課題をもとに受益者負担の見直しを行います。

(イ) 公有財産の売却等の推進

施設の統廃合で不要となった施設や活用されていない財産については積極的に売却等を検討します。

(ウ) 企業誘致の推進

優良企業の誘致は、市民の雇用創出や地域の活性化に加え、その安定した税収は、いなべ市にとって重要な財源となるものです。

幸い景気は回復基調にあり、企業においても、現在のところ製造業の動きが活発です。また、東海環状自動車道路の整備事業が本格化し、それにあわせて市内の交通インフラの整備も進められており、企業立地環境が充実することによって、ますます土地需要が増えることが期待されます。

いなべ市の持つこれらのポテンシャルを活かし、情報の受発信に力を注ぎ、積極的に企業訪問を実施するなどして新規企業の誘致に努めます。

(2) 財源の効率的な活用

(ア) 補助金等の見直し

第1次行政改革大綱と同様に補助金等については、その役割、必要性、費用対効果等について再検討し、整理合理化を推進するとともに、新たな補助金等を制度化する場合は、目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設けるなどの措置を講ずることによって、補助金総額を抑制します。また補助金等については次の視点で適正化を図ります。

- ・ 補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの
- ・ 補助金等の交付の当初の目的を達成したもの
- ・ 補助の目的と実際の用途内容が合致しないもの
- ・ 団体等が、本来、独自で負担すべきもの
- ・ 公益性や補助期間などの要因により自立を促すべきものであるもの
- ・ 補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、又は対応が可能なもの
- ・ 関係市町村による補助金等の負担割合が応分の比率によらないもの
- ・ 補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの
- ・ 同種の団体で統合再編を支援することにより補助金の適正化が図られるもの

(イ) 新庁舎建設に伴う公共施設の適正配置の推進

博物館、総合体育館、市民会館、図書館などの公共施設の整備については、将来の行政需要と市民の利便性を最大限考慮し、これまでのように地域に分散していたほうがよい施設と、集約化し機能を充実したほうがよい施設、それぞれの用途に応じた整備を行い、公共施設の適正配置を推進します。

また、確実な公共施設の適正配置を進めるためのロードマップの作成を行っていきます。

これらの公共施設の適正配置を進める上では、市民の理解が得られるような広報広聴活動を行いながら進めていきます。

(3) 財政運営の適正化

(ア) 決算分析と他市町比較による無駄の排除

中長期的な視点に立った財政計画の策定過程において、いなべ市の決算分析とともに他市町との比較を行うことによって無駄を排除し、財源の有効配分を行います。

(イ) 資産台帳の整備

資産台帳整備を行うことにより、現在、市が保有する資産を明らかにするとともに、将来にわたる公共施設の維持管理・更新計画につなげることで、計画的な財政運営を図ります。

(ウ) 行政コストの把握と公表

行政コストの状況を明らかにすることで、施策の費用対効果や受益者の負担を明らかにします。

(エ) 下水道事業特別会計の公営企業会計化

企業会計方式の導入により、損益計算書、貸借対照表などの財務諸表を作成することで、官庁会計では見えづらかった経営状況、財務状況を的確に把握し、適切な経営分析を行います。経営目標と経営見通しを継続的に点検、修正することで経営判断を迅速に行い、経営状況の明確化と説明責任の向上、財政運営の適正化を図ります。

第1回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成25年8月1日 午後1時30分から

◆議題

第1次行政改革大綱の検証結果の説明

- ・パートナーシップのまちづくりの検証結果の報告

第2回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成25年9月30日 午後1時30分から

◆議題

第1次行政改革大綱の検証結果の説明

- ・パートナーシップのまちづくりの検証に対する追加説明と審議
- ・簡素で効率的な行政システムの構築の検証結果の報告

第3回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成25年10月24日 午前9時30分から

◆議題

第1次行政改革大綱の検証結果の説明

- ・簡素で効率的な行政システムの構築の検証に対する追加説明
- ・効果で効率的な財政運営の実現の検証結果の報告

第4回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成25年11月21日 午前9時00分から

◆議題

第1次行政改革大綱の検証結果の追加説明

第5回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成26年3月14日 午後1時30分から

◆議題

第2次行政改革大綱素案の検討

第6回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成26年5月30日 午後1時から

◆議題

第7回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成26年8月7日 午後2時30分から

◆議題

第2次行政改革大綱案の検討

第8回いなべ市行政改革推進委員会開催

◆開催日時

平成26年11月17日 午前10時から

◆議題

第2次行政改革大綱答申授与

行政改革推進委員会名簿

役 職	役 職	氏 名
委員長	四日市看護医療大学学長	丸山 康人
委員	NPO市民社会研究所代表 (四日市大学教授)	松井 真理子
委員	(株) デンソー大安製作所所長	堀 誠
委員	トヨタ車体 (株) いなべ工場工場長	片山 純裕
委員	(株) 百五銀行	松葉 まち子
委員	おひさまクラブ代表	小林 久里子
委員	ボランティア代表	八田 栄子